

生徒さん、保護者のみなさん、必ずお読みください！

高等学校等就学支援金 申請書の提出について

「しゅうがくしえんきん就学支援金」は、授業料を国が負担することで無償にする制度です。

府内の公立高校の場合、約 85% の世帯が対象になっています。

就学支援金は、入学時と毎年の 7 月に手続きが必要です。

対象者でも手続きをされないと授業料の納付が必要になります。

貸与型の奨学金とは違い、返済の必要はありません。

「しゅうがくしえんきん就学支援金」の対象となる要件は、次のとおりです。

- 1 保護者等（親権者）の平成 29 年度分の市町村民税所得割額が 304,200 円未満であること。と。都道府県民税は含みません。父母ともに収入のある方は、父母の合計の額になります。
- 2 生徒が高等学校に在学した期間が通算で 36 月を超えていないこと。
定時制・通信制課程の場合は、48 月になります。国公立・私立を問いません。
- 3 申請書と課税証明書等を、期限内に学校に提出すること。
課税証明書等については、裏面をご確認ください。

「しゅうがくしえんきん就学支援金」には審査があります。

審査結果は、10 月上旬に学校を通じてお知らせする予定です。

申請書の提出期限は、7 月 7 日です。

【お問い合わせ先】

大阪府立りんくう翔南高等学校 事務室 電話 072-483-4474

大阪府ホームページ「府立高等学校の授業料と就学支援金について」

<http://www.pref.osaka.lg.jp/kyoishisetsu/furitukoukou/>

就学支援金の手続きのご案内

就学支援金の申請には、「保護者等」の課税証明書等が必要です。

- ・「保護者等」は、原則として親権者である父母の両方となります。
- ・離婚や死別などの場合は、父母のいずれかで親権を行う方となります。
- ・再婚された場合でも、養子縁組をされない限り、親権を行う方のみです。
- ・未成年後見人については、家庭裁判所等で選任され扶養義務を持つ方に限ります。
- ・親権を行う方がおられず、生徒の生計を維持している方（主たる生計維持者と言います。）がおられる場合は、扶養関係の確認として、生徒の健康保険証の写しなどが必要です。
- ・生徒が成人している場合や生徒の収入で生活している場合は、生徒の課税証明書等が必要です。

課税証明書は、市町村の税証明書窓口で発行されます。有料です。

- ・7月の申請時は、平成29年度の課税（平成28年分の所得）の証明が必要です。
所得控除や扶養控除などの項目を省略せず、すべて記載したものがが必要です。
- ・生活保護受給世帯の方は、生活保護受給証明書を提出してください。
今回の申請では、平成29年1月1日現在で生活保護を受給していることが必要です。
それ以降から生活保護を受給している場合には、課税証明書を提出してください。
奨学のための給付金を合わせて申請される場合は、必ず発行日が7月1日以降の生活保護受給証明書を提出してください。
- ・課税証明書、生活保護受給証明書ともに、3か月以内に発行された原本が必要です。
コピーされたものは無効となります。提出された原本は返却しません。
- ・税の更正により、受給資格を満たすことになった場合は、更正通知書を受け取った日の翌日から15日以内に受給資格の認定申請を行ってください。

課税証明書に代えて、次の書類のコピーでも結構です。

- ・給与（サラリーマン）世帯で給与所得のみの方は、今年の5～6月頃に勤務先から配付された「特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）」
- ・自営業世帯などの方は、今年の5～6月頃に市町村から送付された「納税通知書」
- ・いずれも、課税証明書の代わりに「証明書」として提出いただくものですので、年度、住所、氏名、所得控除・扶養控除の内容、発行者名、公印がすべて明瞭に判読できることが必要です。
- ・修正申告や更正により税額変更になっている場合や他に所得があるときは、課税証明書が必要です。
- ・A3の用紙に原寸大で分割せず、全体が1枚の用紙に入るようにコピーしてください。
- ・複数ページにわたる納税通知書は、全部のページを原寸大でコピーしてください。
- ・源泉徴収票や確定申告書の控えは、課税証明書の代わりになりません。

控除対象配偶者の証明書は省略することができます。

- ・父母の一方の市民税所得割額が30万円以下の場合には、控除対象配偶者（配偶者特別控除は除きます。）の課税証明書等の添付を省略できます。ただし、奨学のための給付金を合わせて申請される場合は、控除対象配偶者の課税証明書も必要になります。